

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(体系)

第1条[目的]

北方領土が我が国固有の領土であるにもかかわらず、北方領土問題が今なお未解決であることに起因して北方領土元居住者及び北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情等にかんがみ、必要な特別の措置を定めることにより、北方領土問題等の解決の促進を図り、日露関係の発展に資する。

北方領土問題についての国民世論の啓発

交流等事業の推進

北方地域元居住者に対する援護措置の充実

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進

第2条の2[国の責務]

- ・必要な施策を積極的に推進
- ・早期返還を実現するため最大限の努力

第2条[定義]

- ・北方地域：歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島
- ・隣接地域：根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
- ・元居住者：昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したものをいい、それらの者の子及び孫を含む。
- ・交流等事業：四島交流、墓参、自由訪問

第3条[基本方針]

- ・主務大臣（内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣）は北方領土問題等の解決の促進のための基本方針を定める。
- ・主務大臣は、必要に応じて、基本方針の見直しを行い、必要な変更を加えなければならない。

北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成22年4月1日内・外・国告示第1号）

第四 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項

- ・計画の性格：施策の大綱を示す
- ・計画の期間：おおむね5年を1期（北方領土の返還まで継続して策定）
- ・対象地域：根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
- ・施策基本方向：交通・通信施設、国土保全、水資源開発、教育・文化振興、住宅・生活環境・社会福祉施設整備、農林水産業・商工業の振興、観光の開発

第4条

[世論啓発]

- ・国は、基本方針に基づき、返還運動の推進のための環境の整備その他必要な施策を推進する。
- ・国は、学校教育及び社会教育における北方領土問題その他北方地域に関する諸問題に関する教育及び学習の振興、広報活動等を通じた知識の普及その他必要な施策を講ずる。

第4条の2

[交流等事業の推進]

- ・国は、北方領土問題が解決されるまでの間、交流等事業の積極的な推進に努める。
- ・国は、交流等事業の円滑な推進のため必要な財政上の配慮をする。
- ・国は、北方領土問題が解決されるまでの間、墓参及び自由訪問が支障なく行えるよう特別の配慮をする。

第5条[援護等]

- ・国は、援護等措置の一層の充実強化を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる。

第5条の2[返還運動の後継者の育成]

- ・北方地域元居住者に係る北方領土返還運動の後継者の育成を図るために必要な措置を講ずる。

第6条[振興計画]

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定（北海道知事が作成、国土交通大臣が同意する。）

※ 平成12年一部改正「承認」→「同意」

（振興計画の経過）

- 第1期（昭58～62年度）：昭58年8月19日承認
- 第2期（昭63～平4年度）：昭63年7月6日承認
- 第3期（平5～9年度）：平5年6月4日承認
- 第4期（平10～14年度）：平10年7月7日承認
- 第5期（平15～19年度）：平15年10月17日同意
- 第6期（平20～24年度）：平20年4月18日同意
- 第7期（平25～29年度）：平25年4月26日同意

第10条[基金]

北方領土隣接地域振興等基金

- 地方自治法上の基金として北海道が設置
- 国庫補助対象外の市町村単独事業等の経費の一部補助
- 基金財源は国と北海道が4：1の割合で負担（昭和58～平成3年度で目標の100億円を達成完了）
- 基金の補助対象事業
 - ① 隣接地域市町等が行う振興計画に基づく事業
 - ② 北方領土問題等に関する国民世論の啓発に関する事業
 - ③ 北方地域元居住者に対する援護等に関する事業

第11条[戸籍事務等の特例]

北方地域に本籍を有する者の戸籍について戸籍事務等は、法務大臣が指名した者が管掌する。

※ 昭和58年3月1日法務・自治省告示
大臣が指名する者：根室市長

第12条[主務大臣]

内閣総理大臣及び外務大臣：交流等事業の実施に関する事項
国土交通大臣：北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項
内閣総理大臣：その他の事項

第7条～第7条の5[特別の助成]

振興計画に基づく市町村事業の補助率の嵩上げ措置

- ・嵩上げ率：算定式を規定
- ・対象事業：道路、河川、下水道、住宅、都市公園、教育施設、厚生施設、農業用施設及び林業施設、漁港及び漁業用施設、一般廃棄物の処理施設、消防施設、水道

第8条[地方債についての配慮]

隣接地域の市町が振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるための地方債に対する特別の配慮。

第9条[財政上の配慮等]

- ・財政上、金融上及び技術上の配慮

第9条の2[漁業者の円滑な操業の実施の確保]

- ・国は、北方地域の領海における我が国漁業者の操業の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるよう努める。